

感染対策委員会規程

ANホールディングス株式会社

複合型福祉施設ベルヴェーレの里

訪問介護事業所 ベルヴェーレの里

小規模多機能型居宅介護施設 ベルヴェーレの里

住宅型有料老人ホームベルヴェーレの里

サービス付き高齢者向け住宅 ベルヴェーレの里

(主旨)

第1条 施設における感染対策に関する目的と基本的考え方

複合型福祉施設 ベルヴェーレの里では、利用者様および施設職員に、適切かつ安全で質の高い介護を提供するため、施設内での平常時の感染防止の対策及び、発生時の対策に取り組むための基本的な考え方を以下のとおり定める。

基本的感染対策として、標準予防策（血液など生体に関わる湿生物質は、すべて感染性病原体を含んでいる物として対応する予防策）を適用し、この標準予防策を常時適用したうえで、特定の感染経路がある疾患などに対して「感染経路予防策」を追加提供する。これらを基本に感染の防止に組織的な対応を行い、感染など発生の際にはその原因の迅速な特定と制圧、終息を図るものとし、全従業員がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な介護の提供ができるよう定めるものである。

(委員会組織)

第2条 感染対策のための委員会に関する基本方針

感染対策に関する審議機関として感染対策委員会を設置する。感染対策委員会は、各部署より幅広い職種により構成する。また、各職種の役割を下記の通りとする。

(1) 委員会の構成

1. 医師（協力医）

◇診断、処置方法の指示、各協力病院との連携

2. 施設長

◇事故発生防止のための総括管理、委員会総括責任者

3. 事務局（副施設長又は総務又は施設管理者）

◇施設内の環境整備、備品の整備

4. 介護職員

◇利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備

5. 看護職員（事故防止対策担当者）

◇医師、協力病院との連携、処置への対応

6. 栄養士

◇ 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導、食事形態の工夫

7.その他、施設長が任命するもの

◇ 医師、協力病院との連携、処置への対応、環境整備

（2）感染防止対策委員会の開催

委員会は概ね3ヶ月に1回以上開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

ア 施設内における感染症の予防体制の確立に関すること

イ 感染予防に関する情報の収集に関すること

ウ 施設内で報告のあった感染事例の対応策に関すること

エ 感染予防のためのマニュアル類の整備に関すること

オ 職員を対象とした感染予防に関する研修の実施に関すること

カ その他、当施設内の感染の発生予防のために必要な事項に関すること

第3条 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

感染防止対策の基本的考え方及び、具体的対策について全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

（1）職員研修

① 定期的な研修（年2回以上）を実施する

② 新規採用時に必ず感染対策研修を実施する

③ 必要に応じて、個別、部署別に開催する

④ 感染対策を目的とした各種学会・研究会・講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録・保存する。

第4条 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染および微生物サーベイランス（感染発生状況の把握）を行う。迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、感染対策委員会で報告する。

入居予定者及び職員の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認する。また、全職員に対して、当該感染症に関する知識、対応などについて周知を行う。

第5条 感染発生時の対応に関する基本方針

感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施する。報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携をとって対応する。

第6条 利用者、その家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、ホームページ等において、利用者又は家族が閲覧できるようにする。

疾病の説明と共に感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

第7条 その他感染対策の推進の為に必要な基本方針

感染対策マニュアルには科学的根拠に基づいた制御策を採用し、経済的にも有効な対策を実施する。マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

（附則）

この規定は令和3年月1日より施行する。

令和3年4月1日 改定